

第十六回国会  
衆議院

法務委員会議録第二十四号

昭和二十八年七月二十八日(火曜日)  
午前十一時十一分開議

出席委員

委員 小林 錦君  
理事 鑓治 良作君 理事 佐藤 昌三君  
理事 田嶋 好文君 理事 吉田 安君  
理事 古屋 貞雄君 理事 井伊 誠一君  
理事 花村 四郎君  
押谷 富三君 林 信雄君  
高橋 順一君 猪俣 浩三君  
細迫 兼光君 木下 郁君  
佐竹 晴記君 木村 武雄君

出席政府委員

法制局参事官 野木 新一君  
(第二部長)  
法務政務次官 三浦貢之助君  
法務事務官 齋藤 三郎君  
(保護局長)

委員外の出席者

専門員 村 教三君  
専門員 小 貞一君

同日

委員田嶋好文君及び牧野寛察君辞任につき、その補欠として福井勇君及び金光庸夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員金光庸夫君、福井勇君及び鈴木幹雄君辞任につき、その補欠として牧野寛察君、田嶋好文君及び三浦一雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 同月二十八日 田嶋好文君が理事に補欠当選した。

七月二十五日

刑事訴訟法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願(齋木重一君紹介)(第五四八三号)  
鹿屋区裁判所を甲号支部に昇格の請願(永田良吉君紹介)(第五五三五号)  
鹿屋市に鹿児島刑務所支所設置の請願(永田良吉君紹介)(第五五三六号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件  
理事の互選  
小委員及び小委員長の補欠選任  
刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

○小林委員長 これより会議を開きます。  
本日の日程に入る前に理事、小委員及び小委員長の選任についてお諮りいたします。すなわち理事であり接取不動産に関する小委員長でありました田嶋好文君が、去る二十五日一旦委員を辞任されたので、理事、当該小委員及び小委員長が欠員となつておるのであります。理事、小委員及び小委員長の補欠選任につきましては、委員長において御指名いたすに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○小林委員長 御異議なしと認めます。理事、接取不動産に関する小委員及び当該小委員長の補欠として従前通り田嶋好文君を御指名いたします。  
○小林委員長 それでは刑法等の一部を改正する法律案を議題とし質疑を続行いたします。猪俣浩三君。

○猪俣委員 法制局長の長官は今おられないのですか。

○小林委員長 法制局長官はちよつとさしつかえがあるので第二部長の野木政府委員が出ております。それから犬養法務大臣はきょう病気で出られぬといふことでありますから御了承願います。

○猪俣委員 野木政府委員にお尋ねいたします。今回当委員会へ提案されたおりましたところの刑法等の一部を改正する法律案、これは四条から成つておりますが、どうもわれわれはこういうふうな法案の構成になれておらぬ。第一条では刑法の改正をやり、第二条では刑事訴訟法の改正をやり、第三条では犯罪者予防更生法の改正をやり、第四条では更生緊急保護法の改正をやると、一体こういうふうな立案のやり方がいいのであるか悪いのであるか、い

いとすれば一体どういう便宜があるといふのであるか、われわれ今までの六法になれておる者から見ると何かはなはだ不便なものです。刑法等の一部を改正する法律案と称しながら、しかも一条から四条までしかないといふ法案でありながら非常に長い文句になっている、この立案の構成をいたしましての趣旨について御説明を承りたい。こういうようなことは将来法制局の方針だといふことになりまして、これはまたわれわれも考えなければならぬと思つておるのです。これは条文を引くにいたしまして、将来これが法律になつて六法全書の中に編纂されましたときにおきましても非常に引きにくいと思つ

のです。そこでそれらの点につきまして御説明願いたいと思つております。

○野木政府委員 御指摘の点につきましてお答え申し上げます。

まず第一に刑法等の一部を改正する法律という題名のもとにおきまして、実質的には四つの法律の一部改正を行つておるわけであります。こういう立法形式はどうかというものであろうか。非常に見にくくはないか、ことに将来六法全書などに入れた場合に非常に引用したりする際に不便はないかといふような御質問の趣旨と存じますが、内閣の法制局といたしましては従来ともこの種の形をとつて来た例が多うございませぬ。当法務委員会にかつた例も若干あると思つておりますが、どちらかといえば割合少かつたのではないかとおぼやかします。どういふ場合にこういう形をとつて来たかと申しますと、その一つは各種の法律の一部を改正する場合におきましてそれに関連しておるわけでありませぬ。そしてそれらの法律案で御審議を仰ぎますと、あるものは成立しあるものは不成立に終つて実施上非常に困るといふことが生じ得る可能性があります。今何の場合でしたか

はつきり記憶しませんが、実例でそういった場合がありまして非常に困ることがあるわけであります。それで実質的に関連し施行期も同じものにつきましては、その一番中心となるものを題名に掲げてありまして、次には一見こ

がいいじゃないかといふことから、こういう形式をとつておるわけでありませぬ。中には刑法等の一部を改正する法律、あるいは刑事訴訟法という二つぐ

らいの名前を掲げた例もございませぬが、それは二つの法律が同等のウェイトを持つておるような場合が多かつたと記憶しております。また中には他の法律の一部改正が非常に形式的でウェイトが極端に小さいものにつきましては、たとえばこれでお申し申すように刑法の一部を改正する法律案につきま

しては他のものを附則に持つて来て一部改正するというような形式もあるわけでありませぬ。そういうものは非常に字句の修正に類するもの、非常に軽微なものにつきましてはそれで改正する、そういうこともやつておるわけでありませぬ。本案を見ますと何といつても刑法は六法の一つである、基本法典である、刑法といふものの改正が実質的にも一番大きいものでありまして、従つて刑法の一部改正法律案を先に出しまして、題名を刑法等の一部を改正する法律案としました。刑事訴訟法の改正はどちらかといふとあるいはこれだけを見ますと手続的のものでありまして、場合によつては附則といふ問題も見方によつては生じ得るのであります。が、何分刑事訴訟法という基本的法典の改正でありませぬから、これも第二案として附則に落さないで別案にしたわけでありませぬ。第三条の犯罪者予防更生法の一部改正、これは事柄が実質的に見ますと保護観察の方法

ら、これはやはり附則に持つて行くのはどうかというので第三条に起して

るのではありません。今申し上げましたように、この法案におきまして四つの単

行の改正法案にしないで一つの法律案にまとめましたものは、刑法を中心と

してその実質が関連し、施行期も同一時日でありまして、一つが成立し一つ

が不成立になるといふことが万一ありますと非常に困る場合が生じますので、また他面この案のような形に對し

まして目次にはつきり出してありますれば、この法律があまり注意を喚起し

ないうちに可決なつてしまふ、そういう心配はないだらう、そういうこと

でむしろこういふ種類のものにおきましては一つにまとめた方が取扱いが便

宜であらうという観点でこういうふう

にいたしましたわけでありまして、

なおこれが成立したあかつきにおき

まして、法典等に組み込む場合に非常

に困るじやないかという御議論の点に

つきましては、たとえ第一条の刑法に

つきましては、たてば第一条の刑法に

の一部を改正するという点におきまし

てこの条文は刑法の中に織り込んで

まう。刑事訴訟法についても、

犯罪者予防更生法も、

犯罪者予防更生法も、

犯罪者予防更生法も、

犯罪者予防更生法も、

犯罪者予防更生法も、

犯罪者予防更生法も、

犯罪者予防更生法も、

犯罪者予防更生法も、

犯罪者予防更生法も、

犯罪者予防更生法も、

犯罪者予防更生法も、

犯罪者予防更生法も、

「別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」こうやるの

ですか。その辺がわからない。

○野木政府委員 その点につきまして

は法制局で答へすべしですが、便宜

私からお答へ申し上げます。

もし御意見のように「保護観察ニ付

テハ第三条ニ之ヲ定ム」といふふう

にいたしますと、この法律が制定し

て施行されますと、この部分は刑法に

溶け込みますので、今の刑法第二

条ノ二というところに入りまして、何

か刑法の第三条で定めるといふふう

な形になりますので、非常に技術的

になります。そこで非常にわかりにくい

点もあると存じますが、技術的には

やはり「保護観察ニ付テハ別ニ法律ヲ

以テ之ヲ定ム」といふようにしてお

か、

いとおかしいが悪くなるのでござい

ます。

なお「保護観察ニ付テハ別ニ法律ヲ

以テ之ヲ定ム」といふのはわかりに

くから、犯罪者予防更生法で定めて

行なうならば「別ニ犯罪者予防更生

法ヲ以テ之ヲ定ム」とか、あるいは

「定メル所ニ依ル」としたら、どうかという御

意見もおありかと存じますが、この

点につきましては御承知のように刑法

は非常に簡潔にできておまして、他

の法律の名前を引いているような点も

ありませんか。そうすると、この改正

する法律と何か別な法律があるように

見える。刑法等の一部を改正する法律

案の第一条第二項に「保護観察ニ付テ

ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」として

おいて、それが同じ法律の第三条に書

いてあるというふうなことは、どう考

えても異様だと思つておられます。これは「保

護観察ニ付テハ本法ノ第三条ヲ以テ之

ヲ定ム」とやれば明らかになることじ

やないですか。何もこれは別な法律じ

やない。本法によつて定めておるわけ

ではありませんか。その辺がちよつと

理解ができない。

またこういうやり方は、一体ほかに

ありますかどうですか。

○野木政府委員 御説の点は一応ごも

つとも存じますが、今までの日本の

立法技術上におきましては、一部改正

につきましては、一部改正法が成立、

施行になりますと、それは本法に溶け

込んで本法の中に織り込んでしまふと

いうような実際の考へ方になつてお

るわけでありまして。

またこういう形において「別ニ法律

ヲ以テ之ヲ定ム」という例は、ちよつ

とただには思ひつきませんが、調査

いたしましたならばおそれなく前例もある

と思つておられます。ただ趣旨は、今申しました

ようにこれは溶け込んでしまふと、非常

○猪俣委員 野木政府委員は博士の士

であることは知つておられるのですが、そ

の野木政府委員がちよつと思ひ当らぬ

と言つて至つては、そういう例はほと

んどないのではないかと、別ニ法律ヲ以

テ之ヲ定ム」としながら、その別な法

律が同じ法律の第三条であるなんて、

そういう立法の仕方はおそれなくない

と思つておられます。こういうふうな例を開かれる

と思つておられます。今後立法について非常な混乱を来

してしまふ。それで御尋ねしたので

すが、これはあなた方がお調べくださ

ればわかると思つておられますが、おそれなく

と思つておられます。またこんなことは不合理だ

と思つておられます。あなたは第三条だといへば刑

法の本法と間違ひを起しやすいとおつ

しやるのですけれども、この方がよ

つほど間違ひを起しやすい。すなわち受

取つてごらんない。「保護観察ニ付テ

ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」とやつて

あるが、これはどこかに別な法律があ

ると思つておられるのは当然なこと

です。ところが、同じ法律案の第三

条にちやんと書いてあるといふふうな

ことは、これは手品師がやるような

こと、どうもぼくらは不可解だと思

つておられます。そこで、これは議論になり

ますのでその点にとめておきますが、こ

ういう立法のやり方は私もは不賛成

であるという意見を申し上げます。

それからお、今度は齋藤局長にお

尋ねたいと思いますが、ただいま問題にな

りました「保護観察ニ付テハ別ニ法律

ヲ以テ之ヲ定ム」これはわれ／＼のよ

うに素朴に考へた方がほんとうにい

んで、一体当局も初めはそういう頭

であつたのではないかと、思つてお

ると思つておられます。お急ぎになつたのでちよつ／＼と第三

条にくつつけたのではないかというふう  
に、悪くすればとれるのです。そ  
こでこれを通して、養成だとい  
うことになれば、立案者というか、提案  
者の側は非常に便利だと思つてしま  
う。しかしそれははなはだおざなり  
じやないかと思つて。一体刑務所  
で刑罰を受けて仮釈放になつた者、そ  
れから新たな観念のもとに執行猶予  
をしておける者—今までは監獄に服  
役させる者であるが、これを家庭に置  
いていわゆる社会教育によつて彼に社  
会性を与えようという試み、これは考  
えようによつてわが国の刑事政策上、  
ボツク・メーキングの法案だと私は思  
うのであります。重大な法案である。あ  
なたの方のやり方というものはなほだ  
間に合せなんです。私はその意味にお  
いてこの質問をしておるのです。これ  
はあなたの方の御趣旨がわからぬわけ  
はないが、あまりに事を安直に考え過  
ぎて、あつちの法律、こつちの法律と  
寄せ集めてちやかくとでつち上げて  
しまおうという考え方が間違ひであ  
る。少年に対する保護観察と、仮釈放  
者に対する保護観察とが同一でいいと  
いう何か根拠があつたらお示しを願  
たいと存じます。

〇齋藤(三)政府委員 犯罪者予防更生  
法は、御指摘のように家庭裁判所から  
保護処分にあつて、保護観察にま  
わされた少年が実際のケースで一番多  
い、その次が仮出獄の少年、次に仮  
退院の少年、その次には十八才未満で  
体刑にいたつて執行猶予を受けた少年の  
保護観察をいたす根本規定でございま  
す。御指摘のように少年及び仮出獄者  
というものに対する保護観察でござい  
まして、ただこの二条におきまして保  
護観察といふこと自体がいわゆるケ  
ス・ワークであつて、その人がその場  
所場所において最も必要なことを相当  
の限度においてなすのである。決して  
画一、形式的にわたつてはいけな  
い規定でございまして、一応これに  
よつてまかなひ得るものではないかと  
いうふうな考へて立案をいたしたので  
ございまして、いろ／＼と御意見、御  
注意もございまして、この点につきま  
しては、今後の法案が通つた場合に  
おきましては、急速に最も適切な立法  
措置をつくつてまた御審議をお願い  
したい、かように現在考へておりま  
す。

〇猪俣委員 近時世界の大勢は、異づ  
けのない刑事政策といふものは無意味  
であるという意味合ひで、野放図もな  
い保釈は國家が無責任だといふよう  
な論拠がありまして、私もこの世界  
の学説、實際の面につきましてやは  
り深い考慮を払ふべき必要があり、保護  
観察制度をそれ自体に私どもは反対す  
るものではないと思つておる。但しこれ  
を以て、いわゆる近代の感覚に基  
いた刑事政策に立脚いたしました最も  
優秀なものをつくりたい、そうしてそ  
れをして社会的機能を十二分に果させ  
たい、これは日本のごく社会保障制  
度が多分であつて、それから来る犯  
罪におきましては、なおさら少くとも刑  
罰を犯したよな者だけにしてもこの  
社会保障制度の精神までも加味しま  
した意味におきまして、この保護観察  
は新たな観念から考へていただきたい  
から、これは悪いことをしたやつだから  
また悪いことをするかしんないかを監視  
するといふようなものでなしに、彼が  
いかに生きて行くべきか。彼の生きる  
ことについての経済的、精神的な方向  
を与えてやるという意味において、一  
人でも反社会的の者をこの社会から減  
らして行くといふ重大な働きでありま  
す。最も光輝のある政策だと考へる。  
その意味においてこの保護観察制度に  
ついて十二分なる価値を認めますがゆ  
えに、なお完全なものに仕上げたい。  
それにしてはあまりおざなり過ぎる、  
これはやはり「保護観察ニ付テハ別ニ  
法律ヲ以テ之ヲ定ム」この条文を生か  
しまして、完全なる保護観察、あるい  
は場合によりましては犯罪者予防更生  
法も時代の進展に基きまして、今まで  
の實踐に徹しまして多々かえるところ  
があるのではないかと考へられます  
が、新しい一つの試みであります。一  
般の成人に對しまして、執行猶予のか  
わりに保護観察に付するといふこの画  
期的な事情に對しまして、もう少し科  
学的にして、もつと合理的なる制度を  
考へたいと、われ／＼もまたそ  
れに對する知識を十分吸収いたしまし  
て、官民一致して完全なるものをつく  
りたいと私もさう考へておるものであ  
ります。その意味におきましてこの提  
案に反對でございせんか、どうもこ  
の法律案の提出の模様から見ましょ  
う、私どもが考へる以上に皆さんの方  
が急ぎ過ぎて申されますか、軽くこれ  
を考へて運んでおられるのではないか  
と実は心配するものであります。

そこで私はお尋ねしたいこと  
は、この保護観察制度は決して反対で  
はありませんが、より完備をするため  
に保護観察法というような、それこそ  
別に法律をもつて定むるというこの条  
文通りに別におつくりになる意思があ  
りやいなや、それを尋ねたいしま  
す。

〇齋藤(三)政府委員 犯罪者予防更生  
法が施行になりました、ちよつどの  
七月で四年を経過いたしました。その  
間明治の相当古い時代からあつた司法  
保護の更新といふか、そういうよ  
うな基礎のもとに新しい保護観察制度  
を運用いたして参りまして、その際  
は特に思想犯保護観察あるいは檢察監  
視的なものになつてはならない。あく  
までも社会福祉のために、社会奉仕の  
念でやつて行くのだといふ精神のもと  
にいたして参りました。ある程度成績  
をあげたのではないと思つておりま  
す。

ただこの執行猶予の問題につきま  
しては、現在一年間に一万人くらいの人  
が、二度目の犯罪なるがゆえにいか  
な軽微な犯罪であつても、刑の場合に  
実刑になり、しかも執行猶予を取消さ  
れることになつておる。初度目の場合  
でございまして、急速に調査をいた  
しまして、全国の統計はございせん  
ですが、全国のおもなる初犯の人を調  
べてみますと、刑期三年以下で入つて  
いる人が八千人あります、三年以上が千  
人という数でございまして、そのうち  
には執行猶予中の人もおりますが、刑  
期も短い、犯した罪も大して悪くない  
が、いかに保護者がない、監督者が  
ない、何回檢察庁で起訴猶予にして  
またすぐによつて来る、こういうよ  
うな者については、裁判所においてやむ  
を得ず実刑を科しておられる人があ  
るのではないか、さうなために相当多  
数の人が刑務所に入つて前科者として  
出て来る。そして私どもの方において  
從來仮出獄者の世話をいたしておりま  
すが、一ぺん刑務所に入つた人は、刑  
務所に入る前に世話をすると違いま  
して、労働してその割に効果があ  
らない。どうせその程度のものなら  
ば、一度最初に保護観察にまわして、  
その結果によつて初めて刑務所に入れ  
るといふような制度を考へるべきでは  
ないか。現実に毎日かような人がた  
さん起つておりますので、私どもとい  
たしましては、一日も早くかような制  
度を実施したい、と同時に今猪俣委員  
の仰せの通り、この制度にまつたく適  
合した新しい感覚の法律をつくりたい  
と存じておりまして、先ほど申し上げ  
ましたように、もしこの法案が成立に  
なりましたあかつきにおきましては、  
さうな立法につきまして、また現在  
の保護観察がわずかに四年でございま  
して、予算その他においても決して十分  
とは申し上げられませんでしたので、か  
ような点については努力をいたしたい、  
かように存じておる次第でござい  
ます。

〇猪俣委員 齋藤局長の御熱意には敬  
服しておるものであります、不完全な  
ものをつくりまして、なか／＼改正に  
骨が折れる。ことに保護観察制度は、  
先ほど申しましたような画期的なも  
ので、私ども賛意を表する制度でござ  
いますけれども、制度の運用は人にあ  
り、その人を得れば、これまた非常  
な悪作用を起します。名譽職の方々が  
當られて、今まではそれほど弊害がな  
かつた、これはけつこうなことであり  
ます、人数がふえればさうな名譽  
職ばかりではないかぬのみならず、大  
何らの手当なしにまつた多くの名譽職  
こういう事業をやらせるといふこと自  
体に問題があるのであります。そこで

私どもは、人数をもつとふやしていただきたいし、相当の予算をとつてこの制度を完璧に動かしてもらいたい。その意味におきまして、第一に予算措置をしなければならぬ。不完全なもの、不完全な形において実施いたしました弊害を来して、その弊害に懲りて大切な制度が今度はだめになつてしまふという事は、過去においてもいろいろあつたこととあります。そこでこの新しき保護観察制度、この文化的な価値の多いこの制度をして、有終の美あらしめるためには、用意周到にかかりまして、予算措置もし、法律も完全なものにし、そうしてこれを実施していただきたい。こういう意味におきまして、保護観察法なるものができた後にこの法律を提案されるか、あるいはこの際切り離して、保護観察に付するところの原則だけここで確立して、そうして予算措置をなさつて、次に保護観察法なるものができ、両々相まつてここに完全なものが実施される。臨時国会が召集されるといたしますればその間一箇月か二箇月の間だと思ふ。その間公聴会か何かを開いて、われわれも十二分に知識を得たいのであります。これは局長といたしましては、どうしてもこれをこのまま通したいという御意向でありますか、あるいは大臣とも相談をしまして、次の国会に完全なものをご提案してもいいというお考えでありますか、それを承りたい。

○警備(三)政府委員 率直に申し上げます。実はこの制度につきましては、犯罪者予防更生法が実施以來私どもが念願しておつた制度でございます。しかしいろいろ根本的な問題でございます。まずので、昭和二十五年の秋に法制審議会に当時の大橋法務総裁から諮問をしていただきました。そして特別部会、小委員会におきまして在野の野の法曹、学識経験者、その他が非常に熱心に御討議になりまして、いろいろこの制度については、非常にいい案である。そうして理想的なことを考へるならば宣告猶予まで行かなければならぬ制度である。しかし急速にこの制度をさようなところまで持つて行つて初めて実施するというのは非常に困難もあろう。従つて漸進的にやつて行つたらどうかということ、二十六年五月九日と存じておりますが、法制審議会からこの制度を実施すべきである。刑罰の執行にかえてなるべく保護観察をやつて行くのが刑事政策のほんとうの行き方である、こういうような趣旨で御答申がございました。二十六年の暮れに予算折衝をいたしまして、なか／＼その当時の財政が困難のために、遂に予算をとることができませんで、まことに微力ではございますが、折衝いたしたいと思つた。折衝いたしたいという事については、内閣として、主として大蔵省でございますが、認めがたいというので、二十六年の暮れ、二十七年の国会に出すことができませんで、一年間涙をのんで忍びまして、そうして昨年の秋の予算折衝で本昭和二十八年の予算におきまして、まず話だけを聞けば大体妥当のようであるから、まあひとつある程度やりなさいということ、九十三名の保護観察

官が、これは刑務所の方から出るといふことで、刑務所の方から定員を組織にかへになりまして、若干の保護観察に關する費用の予算をもらひまして、初めてこの国会に――解散前の国会に提案した次第でございますが、初めて法案として出て来たような次第でございます。私どもとしてはこの制度に過去四年間従事して、ほんとうに手銭手当でやつておられる全国の保護司の熱望でもございますので、一応この案をお認めを願ひまして、そして今後の発展のためにさらにいい法案を立案をいたしたい、かように存じておる次第でございます。この犯罪者予防更生法の成立が、占領下においてできた法律でございます。私どもの考え方からすれば仮出獄者といへどもまた家庭裁判所から来た少年といへども、ほんとうに適切な保護観察をいたしたい、かように存じております。根本的に犯罪者予防更生法の改正を考えたい。そしてそのときに執行猶予者の問題も解決したい。こういうふうな考えで立案いたしました次第でございます。本委員の御意見もございまして、この法案が通りましてあかつきにおきましては、急速に執行猶予についての適当な保護観察に關する立法を研究いたしたい、かように存じておる次第でございます。

○猪俣委員 今政府委員も申されたように、この保護観察、犯罪者予防更生法それ自体が完全じゃないとお認めになつておる。そして保護観察なるものはわが国においては重大な意義のあるものである。そういう重大な制度の発足にあたりまして、不完全だと考えられるような犯罪者予防更生法を持つて来るといふことは、一見私どもは矛盾だと考へる。この犯罪者予防更生法の目的及び遵守すべき事項なるものがありまして、その第三十四条に保護観察の目的及び遵守すべき事項なるものがあるが、これは少年にはあるいは適当かも知れませんが、一般の成人に對してははなはだ不適当な規定であるのみならず、有害な作用もするのじやないか。一定の住居に居住し生業に従事するといふことはよろしゅうございませうが、「善行を保持すること。」小さい子供には悪いことぬが、成人に對して善行を保持するといふことは一体どういふことなんだ、「犯罪性のある者又は素行不良の者と交際しないこと。」そうすると選挙に今まで熱心のような者は結局これは不良と見るのか。あるいは選挙違反を一度でもやつた者は不良と見るのか。まあ福永君の選挙違反なんて市会議員の大半がひつかつたといふのですが、そうすると市会議員連中はみんな不良といふことになるのか、そうするとそういう者とは市会議員であつても交際できないといふことになるのか、商人その他については税金のことだ何だかんだで、いろいろ市会議員には相談に行かぬのですが、そんなやつはみんな不良の者と交際したといふことになりまして、おそれがある。あるいは「住居を転じ、又は長期の旅行をする。」商人なんて仕入れのために相当の期間旅行することがある。ことに日中貿易でも盛んになりますれば、北京やその他香港あたりへ行つて来なければならぬ、そういうような場合に一々やはり許可をとる、そうすると商法の機密までも暴

露するよなことに相なるといふようなことがありまして、一般の社会生活の中に溶け込んでおりまする正業を持つておる一般人に對しては、少年に對して用ひました遵守事項をそのまま遵守させる、それを遵守しなければ取消してしまふといふようなことは、はなはだ合理性を欠いてゐると考へる。あなたのおつしやるような目的を達する意味におきましては、根本的にこの保護観察法なるものを別な観点から、フレッシュな態度からきめてかからぬと、いつまでも監獄から仮釈放された者は不良少年などと同じ頭で、取締る保護司だつて同じ人間がやるといふよなことになるかと、せつかくの意義あるこの制度が発表にあつて虫ばまれるおそれがある。さればその制度が意義あるものでありますならば、出版から最善を尽くしていいものをつくつて、そうして――それを発展せしめる、それには予算も必要であります。これが通つてしまつたらやつぱり大蔵省なんというものはなか／＼がはんこでよくわからない。私はよくこれは経験がある。そこでもうあれでいいんじゃないかといふよなことになるつてしまふ。そこで私はどうせ補正予算なんといふのが臨時国会なり通常国会に出るでございませうが、そういう場合におきまして、もう少し大きな規模の予算をとるよな、あなた方も努力し、われ／＼も努力して、そうしてこの制度をほんとうに意義ある制度として打出したい。それには私どもの方において審議の準備が少し足りませんし、皆さんもこの法案の出し方を見ると、どうもおおきな点がある。これはお互いに反省をいたしまして出直

したいと考えるのですがいかがですか。

○齋藤(二)政府委員 ただいま御指摘の一般遵守事項は、なるほどいろいろの事例を考へますと、少しく行き過ぎといえますか、少しくゆるく過ぎるといふふうな感じがあるかと存じます。ただこれは本人が通常の健全な社会人になるために守るべき事項としてこれを目標に指導をして行く、また保護を加えて行く、こういう趣旨でございませう。これに違反したらすぐ取消しをするというのではないのでございませう。また取消しの実例等につきまして若干調査いたしましたところでは、多くはヒロポンその他の麻酔劑的なものを使ひまして、そうして家人に暴行を加えるあるいは家のものを持ち出すとかいふふうな、他人様に迷惑をかける一歩手前まで来ておる者に対して、遵守事項違反として取消ししておるというような実情でございませう。従いましてこの審議をいたしておきまして執行猶予者についての取消しにおきましても同様、取消しをすることを得るというので、得というだけではないとして、単なる形式的な点について遵守事項に違反したことだけで取消すようなことは、運用によつて避けなければならぬ、かように考へておられます。

○猪俣委員 最後に申し上げますが、これは齋藤局長も御存じの通り、この保護観察なるものは、あなたの申される通りたび／＼当務委員会に出て、そのたびにこれをつぶされて来たのです。何がゆゑにこれであるかということも反省なさらなければいけない。それは今までの保護観察制度が不完全なものである、どうもその衝に当る人間も不適当な人間である、制度が不完全であつて、その制度を運用する人もあまり感心できない人物もある、それにまた經費が足りないの十分な活動ができない、結局それは犯罪者だといふひもをつけるだけで、改過遷善にだけだけ効果があるか、長所よりも短所が多くなるのじやないかというので、実は当務委員会ではあなたの方の御熱意にかかわらずそれに賛成しないで今日に至つた。そこであなたの方がお考えになつて、今度は保護観察制度のもとに執行猶予の範囲を拡げるように持つて来られた。非常に巧妙なやり方であるが、どうも私もそこには何か作爲のあることが見られるので、取引の觀念が出て来る。保護観察制度をつくりたいという熱意の方が先だつて、それに数回この法務委員会の議にかけても、うまく通らぬ。そこで当同は今度は執行猶予の範囲を拡げるようなことをぶら下げて来て、それと取引しようといふような頭でおありでなかつた

か。これは齋藤局長に対してはなほだ失礼な言でありまして、あなたの誠意を疑ふようなことになりませんが、どうも役人というものは功を急ぐあまり、やもすればそういう傾向を見せる。今まで再度保護観察制度が出て来ておりますが、そのたびにつぶされて来ておる。今度は執行猶予の制度を緩和することと振合ひに出て来る。それがこの法案の体裁にも出て来る。それが刑法の一部改正法案と、犯罪者予防更生法の一部改正案を、一、二、三というように組み込んで、これを一つの法律として出して来られた。そういうやり方から私どもはあなたの方の真意がどこにあるかという疑ひが出て来るのであります。そこで今までわれ／＼も虫のせいや勤のせいで反対して来たのじやないのではありません。反対するには反対する根拠があつて反対して来た。そこで根本的保護観察の法を、新たな思想のもとに、あらたなる技術のもとにこれを提出していただくなら、われわれは反対をいたしません。ただ同じような犯罪者予防更生法なんというものをもち出して来て、ただ少しばかり執行猶予制度を緩和することによつてこれを通そうとお考えは間違つてゐるのではないかと。そういうふうな法務委員会の過去に振り返つてみますと、私どもは疑ひが出て来るのであります。そうでありませうからいろいろの意味におきまして、私はもう一ぺん出直された方がいふように思ひます。が、あなたはあなたの立場でありますので、これは私の意見だけを申し上げておいて、私の質問はこれで打ち切りたいと思ひます。

○花村委員 私は猪俣委員の御主張とは多少異なるのであります。が、本案がよつて提出せられた道筋、理由については、局長から詳細なお話があつたのであります。が、われ／＼といつたしましてもまことにけつこうな案であり、かくのごとき法案は議員立法として当然ではなからうかとすら考へられるだけに、よくも法務省でこういう案を出したものだといふことで、私どもは満腔の敬意を表するにやぶさかならざるものであります。さうして申し上げるだけに、まことに機宜に適したりつばな法案であると考えますと同時に、この法案の実施によつていかに多くの人が救われるであらうかといふことを考へる場合において、私どもは一日もすみやかにその実施を希求してやまざる一人でございます。しかしながら翻つて考へてみますのに、この執行猶予の制度に保護観察を付するといふことが加わつておるのであります。が、これもさういふ制度をしく上から見て、またやむを得ざるものであると思つたのであります。けれども、しかしその保護観察なるものの施行がよいか悪いかによつて、本法は実施に関するその価値を高めるか、弱むるかといふ問題に結びつくものである、この私は断言してもはばからぬのであります。かく考へて参りますと、保護観察の制度といふものがさうさうむずかしいと同時に、この制度に対してこそ万全の構えをもつて、そうしてよりよき制度をつくるということが望ましいことである。けだし執行猶予は申すまでもなく執行すべきものを猶予するといふことでありますけれども、もしその保護観察の制度が悪かりせば、むしろ執行を受けるよりもより以上の被告

に対するぬぐうべからざる汚点と申しますか、あるいは不幸と申しますか、むしろ刑の執行を受ける方がよろしいといふような場合もやはりそこに出来て来るであらうことを想像するにたかぬといふと申し上げてよろしいと思ひます。こういう意味において、保護観察制度に関する猪俣委員の主張は大いに傾聴に値するものがあると私は思ひますが、しかしこの保護観察制度に関する観点がつばにきておらないからといふので、この法案の実施を遅らしていかどうかといふ問題になります。と、私は猪俣委員の考へとは違つた。といふそれがたゞいまの案が保護観察制度として著しく不備なものであるかどうかは別問題といたしまして、もしこの法案に不備なものありと仮定いたしましたら、当然救われる運命に置かれておる多くのの方々から言ひますならば、さういふ制度はやはり一日も早く実施してもらつて、そうしてもしそれが観念制度において不備ありとするならば、その不備を一日もすみやかに補つてもらふという方向に進むことがむしろ大衆の望むところである、さう申し上げてよろしいと思ひます。さうして私がお聞きをいたしますことは、この保護観察制度でございます。もちろんこの犯罪者予防更生法の三条には、仮出獄で出て来た人あるいは少年の犯罪者に対する保護観察の制度が盛られておるのであります。が、しかし刑の執行を受けて仮出獄で出て来た

五万人の八割程度は仮出獄いたして、さうして社会の健全な人に返すように努力いたしておるのでございませう。一応この制度で出発をして、さうして急速に改正を考へる、さういふ行き方で行きたいという考へを持つておられます。

○猪俣委員 最後に申し上げますが、これは齋藤局長も御存じの通り、この保護観察なるものは、あなたの申される通りたび／＼当務委員会に出て、そのたびにこれをつぶされて来たのです。何がゆゑにこれであるかということも反省なさらなければいけない。それは今までの保護観察制度が不完全なものである、どうもその衝に当る人間も不適当な人間である、制度が不完全であつて、その制度を運用する人もあまり感心できない人物もある、それにまた經費が足りないの十分な活動ができない、結局それは犯罪者だといふひもをつけるだけで、改過遷善にだけだけ効果があるか、長所よりも短所が多くなるのじやないかというので、実は当務委員会ではあなたの方の御熱意にかかわらずそれに賛成しないで今日に至つた。そこであなたの方がお考えになつて、今度は保護観察制度のもとに執行猶予の範囲を拡げるように持つて来られた。非常に巧妙なやり方であるが、どうも私もそこには何か作爲のあることが見られるので、取引の觀念が出て来る。保護観察制度をつくりたいという熱意の方が先だつて、それに数回この法務委員会の議にかけても、うまく通らぬ。そこで当同は今度は執行猶予の範囲を拡げるようなことをぶら下げて来て、それと取引しようといふような頭でおありでなかつた

か。これは齋藤局長に対してはなほだ失礼な言でありまして、あなたの誠意を疑ふようなことになりませんが、どうも役人というものは功を急ぐあまり、やもすればそういう傾向を見せる。今まで再度保護観察制度が出て来ておりますが、そのたびにつぶされて来ておる。今度は執行猶予の制度を緩和することと振合ひに出て来る。それがこの法案の体裁にも出て来る。それが刑法の一部改正法案と、犯罪者予防更生法の一部改正案を、一、二、三というように組み込んで、これを一つの法律として出して来られた。そういうやり方から私どもはあなたの方の真意がどこにあるかという疑ひが出て来るのであります。そこで今までわれ／＼も虫のせいや勤のせいで反対して来たのじやないのではありません。反対するには反対する根拠があつて反対して来た。そこで根本的保護観察の法を、新たな思想のもとに、あらたなる技術のもとにこれを提出していただくなら、われわれは反対をいたしません。ただ同じような犯罪者予防更生法なんというものをもち出して来て、ただ少しばかり執行猶予制度を緩和することによつてこれを通そうとお考えは間違つてゐるのではないかと。そういうふうな法務委員会の過去に振り返つてみますと、私どもは疑ひが出て来るのであります。そうでありませうからいろいろの意味におきまして、私はもう一ぺん出直された方がいふように思ひます。が、あなたはあなたの立場でありますので、これは私の意見だけを申し上げておいて、私の質問はこれで打ち切りたいと思ひます。

○花村委員 私は猪俣委員の御主張とは多少異なるのであります。が、本案がよつて提出せられた道筋、理由については、局長から詳細なお話があつたのであります。が、われ／＼といつたしましてもまことにけつこうな案であり、かくのごとき法案は議員立法として当然ではなからうかとすら考へられるだけに、よくも法務省でこういう案を出したものだといふことで、私どもは満腔の敬意を表するにやぶさかならざるものであります。さうして申し上げるだけに、まことに機宜に適したりつばな法案であると考えますと同時に、この法案の実施によつていかに多くの人が救われるであらうかといふことを考へる場合において、私どもは一日もすみやかにその実施を希求してやまざる一人でございます。しかしながら翻つて考へてみますのに、この執行猶予の制度に保護観察を付するといふことが加わつておるのであります。が、これもさういふ制度をしく上から見て、またやむを得ざるものであると思つたのであります。けれども、しかしその保護観察なるものの施行がよいか悪いかによつて、本法は実施に関するその価値を高めるか、弱むるかといふ問題に結びつくものである、この私は断言してもはばからぬのであります。かく考へて参りますと、保護観察の制度といふものがさうさうむずかしいと同時に、この制度に対してこそ万全の構えをもつて、そうしてよりよき制度をつくるということが望ましいことである。けだし執行猶予は申すまでもなく執行すべきものを猶予するといふことでありますけれども、もしその保護観察の制度が悪かりせば、むしろ執行を受けるよりもより以上の被告

に対するぬぐうべからざる汚点と申しますか、あるいは不幸と申しますか、むしろ刑の執行を受ける方がよろしいといふような場合もやはりそこに出来て来るであらうことを想像するにたかぬといふと申し上げてよろしいと思ひます。こういう意味において、保護観察制度に関する猪俣委員の主張は大いに傾聴に値するものがあると私は思ひますが、しかしこの保護観察制度に関する観点がつばにきておらないからといふので、この法案の実施を遅らしていかどうかといふ問題になります。と、私は猪俣委員の考へとは違つた。といふそれがたゞいまの案が保護観察制度として著しく不備なものであるかどうかは別問題といたしまして、もしこの法案に不備なものありと仮定いたしましたら、当然救われる運命に置かれておる多くのの方々から言ひますならば、さういふ制度はやはり一日も早く実施してもらつて、そうしてもしそれが観念制度において不備ありとするならば、その不備を一日もすみやかに補つてもらふという方向に進むことがむしろ大衆の望むところである、さうして申し上げてよろしいと思ひます。さうして私がお聞きをいたしますことは、この保護観察制度でございます。もちろんこの犯罪者予防更生法の三条には、仮出獄で出て来た人あるいは少年の犯罪者に対する保護観察の制度が盛られておるのであります。が、しかし刑の執行を受けて仮出獄で出て来た



人に対する保護観察あるいはまた少年として犯罪を犯した者に対する保護観察の考へ方と、しかも本法の執行猶予を実施するがためにその人に対して行うところの保護観察制度の考へ方、これはもちろん言葉までもなくその觀念も立場もまた立法の精神もおのずから異なつておりますだけに、その保護観察制度もやはり異なつて行かなければならぬことは当然過ぎるほど当然であるとして申し上げてよろしいと思ふ。しかもこの執行猶予の人々に対する保護観察は、言うまでもなく刑の執行を受けしめずして執行猶予の恩典に浴せしめるといふことは、その犯罪者の自発的な気持によつて、あるいはまたその習俗等の考へによつて、その執行猶予の恩典に浴した犯罪者の個性なりあるいは環境なりを、再び犯罪を犯さぬようには是正して行くという面に力を注いで行かなければならぬこともこれまた明らかであります。従つて、こういう被告の気持をつまみ養つて、そして自分の進むべき道をよりよくたどつて行くという方向に進ましむる保護観察制度、これはもちろん指導的のものであらねばならぬと思ふのでありますけれども、この執行猶予の人々に対する法務省の保護観察制度というものとは一体いかなるものであるか、その制度の詳細をひとつここで御説明願ひたいと思ふのであります。

○齋藤(三)政府委員 今日まで四年間他の種類の対象者についても保護観察をいたして参りました。その大きな方針としたしましては、少年につきましては家庭にいろ／＼問題の多いことがございます。その家庭の問題を解消してやるということがまず第一でございます。次に、少年については本人の教育的な面を十分考へて行く、また学校の問題におきましても、家庭裁判所に呼ばれたというふうなことののために学校を退学させられておる少年が非常に多うございますので、そういう場合に多うございませぬ、あるいは他の学校に入學させる、こういうふうなことでお世話をするというふうな、教育面あるいは家庭面に重点を置いて参りました。それから成人につきましては、仮出獄者の場合でございますが、刑務所に入つておるうちにできるだけ家庭の問題を解消してやる。また家庭を励ましてやる。仮出獄者の通例といたしまして、家庭が非常に悲惨な場合が多い。またそのために犯罪をしたという人も多いために、保護司、観察官はその家庭に激励と家庭の問題の解消に努める、そして仮出獄になつた場合にはできるだけ気持よく迎えてやつて、そしてできるだけ就職を考へてやつて、こういうふうなことでございまして。今回の執行猶予になつた人の保護観察については、實際にいろ／＼なケースを當つてみないと詳細な、的確なことは申し上げかねますが、多くの場合まず私は根本的に言ひまして、保護観察というものは一種の薬でございます。本人が必要ないという人にはつけないと思ひます。ほんとうに必要な場合が多いと思ひます。進んで受けようという気持があつた場合に初めて保護観察は効果を発するのでございまして、さような意味で裁判所において十分必要のある人に保護観察をつけ、必要のない人にはつけないと思ひます。これが保護観察を担

当する面として考へておる点でございます。そして執行猶予につきましても、保護観察に付せられるという場合には、しつかりした家庭がない、あるいはしつかりした保護者がいない、あるいは生計上の基礎を持っていない、ちやんとした職を持つていない、こういうような場合が、第一回の場合においてはおそろく多かろうと存じます。従つておそれる家庭の問題、あるいは就職問題、そういう問題が執行猶予者につきましては一番大きな問題になつて来るのではなからうか、かように現在考へておる次第でございます。

○林(信)委員 保護観察制度の問題を御提唱になつたその理想面においては、ただいまの花村委員なり猪俣委員なりも必ずしも反対じゃないと思ふのであります。實際面が非常に問題だと思ふ。實際面になつて参りますと、その人を得るか得ないかということが問題になつて来る。人を得る、得ないにつつきましては、その人の待遇の問題、その他の施設関係になつて来る。従つて予算の措置があらかじめ考慮せられておるとおつしやる。これはまた当然であると思ふのであります。由来、こういうことはさうな点については熱意はあつても成功ばかりじゃなかつたように思ふ。なかんずく二十八年度の予算の成行きを眺めてみますと、行政費の面において大きく削減せられておる。法務省関係において、あるいは私の記憶違いかも知れませんが、六億五千万円。これは決して少い数字ではないと思ふ。そういう一応の衆議院の修正の關係から、その削減せられた予算の面におきまして、一種の補正予算ですか、補正的な処置がなされておるのだからと思ふのですが、そういうときに保護観察というものがただちに影響を受けているのではないかと思ふ。新たに予定せられたる予算の關係におきまして、これは大丈夫なのですか。そのところをお伺ひしたい。

○齋藤(三)政府委員 私ども大蔵省と折衝いたします際には、これは前の国会に提案をいたした次第でございますが、七月から発足させるといふ予定で予算を組みました際には、年間においてこの刑務所に行かないで済むような人が大体二万人くらいあるのではないかと考へまして、それを月割にいたしましたのであります。おつしやる通り私どももまことに微力でございますが、一生懸命にやつておるつもりではございませぬが、要求した通りにはどうも一つ一つではないのでございませぬ。しかしそのまゝ削減されないうで二十八年度の予算に入つておるもので、最初に大分削られました。国会が解散等のために遅れたために、この法案が通りましては遅くとも、月割にしてくれたいということになりまして、本年度は現在の、大蔵省と折衝して国会にお願いをしております予算案でまかなえるものと、かように考へております。

○林(信)委員 ついでですから、一つ幾らになるかその数字を伺つておきます。

○齋藤(三)政府委員 はなはだ不満足でございますが、増員その他を合せて二千五百万円あります。そのほか一般の保護観察としては、昨年度四億円で、今年度は六億幾らということに予算案ではなつております。

○花村委員 ただいまの予算の問題ですが、一人を刑務所に入れておくといたしますと、年、あるいは一日といつか、どの程度の費用をかけておられますか。

それからただいまの保護観察に關して、予算の面から見て大体一人当たりどのくらい使おうという予算でありますか。それを比較対照して御説明をお願いしたい。

○齋藤(三)政府委員 少し古い統計になりまして恐縮に存じますが、二十六年年度の予算案によりますと、刑務所に入つた場合に、作業収入として国庫に入つて来るものがございませぬからそれを抜きまして、刑務所の職員の人件費その他も含めたものを、常時刑務所に入つておる人の数で割りましたのが五万六千円というに相なつております。少年院に入りましては同様に計算いたしましたので、在院者一人について八万円というに相なつております。保護観察所に対する予算によりますと、保護観察対象者については約四千万というに相なつております。

○花村委員 保護観察対象者が四千万というに相なつておるが、それでは著しく少きに失する。そこでこれは保護観察の費用を十分とられて、そして最もよりよき保護観察をするというところが望ましいことですから、また少くとも刑務所に入れておくよりはいいのですから、まず刑務所へ入れておく費用の半分くらいはかけるような予算をとらなければ、法務省の人は責任を重んじないと思ひます。これは言つていいと思

う。ひとつそういう意気込みで、うんと予算をとって使うようにして、ださう。そうすればばな保護観察が必ずでき得て、本法案の効果をいやが上にも上げることができよう、私はこう思います。

○小林委員長 井伊誠一君。

○井伊委員 執行猶予の条件を緩和するに伴って保護観察の制度を設置し、これをそういうふうに行う、今度の改正案の要点はそういうところにあると思いますが、この改正のねらいとするところはもとより双方にあると思えますけれども、この二つの制度をそこに相伴わしめて行くというところには、前に花村委員も述べられましたように、それは単に執行猶予の条件を緩和するというだけのこと

で、これが賛意を表されても、あとの保護観察の制度が完全に行われないということになる、むしろ執行猶予を許す、そこには必ず今の保護観察をつける。あるいはつけると得るといふふうにしたとしても、それはかえって前の執行猶予の条件緩和の趣旨というふうなものの意味のないものにしてしまうおそれがあると思えます。猪俣委員の言っておられる趣意も、やはりそこにあると思えます。この保護観察の制度そのものについては、これは新しい行き方であり、これに対しては、現に提出せられておる程度ではないのですけれども、その方向に対しては私は、これは大いにいい制度であると思えますのであり、またそれだけに出發の、これを新設をいたします際におきましては、しっかりと、みなこのこれでいいというふうなものではなくては、あまり立法そのもの

のがそそくしくなるというおそれを感じておるものであります。この法案、保護観察の制度については、さきにも法務委員会に数回出たということであり、今度これを提出されるにあつては、審議会で、非常にこれはいいのであるから、ぜひ出せというふうな大いに賛意を表されたというふうな話であり、それが、それはどういふところに、どういふような条件において、そういう判断を下されたか、實際のところ今われ／＼が考へておつて非常に弱い不完全な気がしておるわけ、これで大いにいいからやれというその根拠はどういふようなものですか。

○齋藤(三)政府委員 これと同種の案

が、昭和二十三年の犯罪者予防更生法の中に、現行の執行猶予のわくをそのまゝにして、保護観察を裁判所が必要によつてつけるという案が出まして、それが法務委員会におきましていろいろと御意見がございまして、結局旧少年法による十八歳未満の執行猶予者について保護観察を行うということになつて、昭和二十四年の犯罪者予防更生法が成立したわけであり、その後は別に同種の案を出してございまして、ただいま御指摘の通り他の保護観察におきましても、また執行猶予者の今度の法案におきましても、保護観察が正しい人によつて適切に行われるということが最も根本でございまして、過去四年間さうな意味合いにおいて役人側はもちろ、民間の協力者側におきましても、単なる名譽職ではなくして、ほんとうの困つておる人に対する一つの社会福祉のための奉仕

の気持でやつていただきたい、またそれについてはただ勘だけではなくして、できるだけ本人の性格とか環境とか十分分析して、それに適合するような方法を用いるというところを研究してもらひまして、原則として毎月一回全国の六百幾つかの保護区におきまして、数十名の保護司が集まつてお互いの担当している事件について批判し合ひ、またその地区の担当者が出張いたしまして、それについて連絡指導するというふうなことをいたして、また各府県におきましても毎年大会を開いて、それについての研究というところに重点を置いてやつて来ている次第であります。決して十分とは申し上げませんが、今後ますます／＼そういつた理想に向つて努力しなければならぬと存じておりますが、決して現在では全然問題にならぬということではなくして、やはり一つの有効なる役割を果すように発達して来た、そういうことが法制審議会においても認められたかまして、自由権に対する反省、人を刑務所に入れても、世間一般で考へるような改善というふうなことからいへば、必ずしも十分でない、できるならば刑務所に入れる前に試験的に保護観察を加へるといふことを一べんやつた上において、初めて刑の執行を考へるべきじやないかというふうな考へ方によつて、法制審議会においてこの制度を採用すべきだといふことの御答申があつたものと考へております。

○井伊委員 保護観察の制度は、今ま

でのところ少年についてわが国では経験しておるわけであり、少年が、少年に対するところの保護観察の使命とするところのものは、これもおそらく

は保護と指導の両面だろうと思つてあります。それを成年の犯罪について執行猶予を与える場合においてもこの保護観察を適用しようとする意味は、やはり保護と指導の両面だろうと思つてあります。ただ少年に対するところの保護、指導、こういうものは比較的条件が近寄つていふと思つては、かつそういう場合におきましては、まだ少年に対しては一つの指導というよりも實際はなし得るし、また効果もあると思つてあります。また保護の場合におきましても、少年に対する保護といふものは一つの教育、啓蒙といふもののほかに、やはり上の方から指導して行く、積極的にこれを指導する、すなわちこれを保護といふので、非常に高いところのものがあつて、それがやはり相まつて効果が上ると思つてあります。が、成年の場合におきましては、なか／＼／＼は行かぬ。ことにそれが犯罪を犯して執行猶予を得るといふような人々の場合を想像してみまして、これに対して一体指導を与えるといふことは、どういふ人が一体これをよくし得るか。今日保護司として優秀な人を得ておるといたしまして、今のうちに制度を拡大いたしますれば、その保護司の範囲も拡大しなければならぬのであります。それは少年たちに対する指導保護を与えるような人々だけで済まされることではない。成年の社会に占めることでの地位は、これは非常に複雑多岐にわたつておりまして、知識も決して狭くも片寄つていないわけであり、そういうふうなものに對するところの指導といふものは非常に困難を来すと考へるのであります。大体今の民主主義

の理念がこういうふうに行き渡つておる場合におきましては、それが正しく理解されておるといふことにかかわらず、とにかく指導という面は困難を来すと考へるのであります。また指導の面から行きますと、少年に対する指導のごときは一種の教育でよろしいのでありますけれども、社会人が犯罪を犯す、そして執行猶予になる、これに對するところの保護の面というものは、実は少年の場合におけるような局限されたものよりは、大体においていへば、経済的な面において思つていふべき社会生活、その間から来るものが相当多きを占めるといふようなことが考へ得るわけであり、単にそういうものに關係がなくて、激情のゆえに事件ができて行つたというふうなものについては、おそらくは執行猶予とともに非常な反省が大体認められる場合であらう、こう思われる。それにはあまりない。大体においてこういうことは経済面から来るものが多からうと思つて、そういうときの保護といふのは、結局のところ少年の場合における保護の目標といふようなものとはおおよそ違つたところにあると考へる。そうすると、これに對して實際上保護観察をいたしまして、保護を与えるといふ面になるならば、これは相當の経済的な施設を考へて、そしてこれに對するところの自立の道を与えるような分ではないか、こういうふうな考へるのであります。そういうふうな考へるのではなく、これは単に個人的親切心とか、こういう問題について非常な同情心を持つておるといふたような善良の人だけで

はどうしてこれを処理することはできないと考える、そういたしますと、この問題は社会政策的な裏づけがどうしても必要なものでありまして、保護司の待遇を若干かえるとか、あるいは人数を増やすとかなどでは及ぶもつかない問題に私はなつて来ると考えます。そういうことを考えますと、この表面に抽象的に指導と保護というものを目標にして、保護観察に付する、こういう制度を、今までの四年間の経験によつて、ただちに少年の域から、成年の犯罪を犯し執行猶予に付せられたものについてこれを適用して行こうという点にか、というのは、あえて制度というものの裏づけというものができておれば別であるけれども、そうでなくして、ただちにそれを制度としてやりまして、実はこんなことが一体できるかどうか、私は非常に疑問はいいことであつて、賛成ではあるけれども、一番大切なのは、その保護観察という一つの制度が有力なものでなければ、これは意味をなさない。わが国にはこういうりつぱな制度をしくに至つたという表向きのことだけでは何も意味をなさない。おそらくはこういう制度があるぞうだといつて、それらの人たちがもし保護司の力にたよろうと思つても、実は内容はこの通りでありましてどうすることもできないのです。といつたようなことであるならば、制度をきめたために、この制度がほんとうによい趣旨を持つていながら、かえつて非常な非難のもとになつて、信用を失つてしまふのではないかとさえおそれるのであります。この点から申しますと、これに対しては十分な御留意がなけれ

ばならぬのでありますが、これに対して齋藤局長の御苦心でここまで持つて来られたと思うのですけれども、これに対して、政府はどれだけの熱意を持つておるのか、この社会保障制度と保護司との結びつき、それをこの保護観察のところはどういうふうにして結んで来るかという点についての関連、それが非常に重大な点ですが、それに対してはどんなふうに見ておられるかということをお聞きいたします。

○齋藤(三)政府委員 井伊委員の仰せの通り、この保護観察制度はアメリカの本なんか見ましても、社会事業の年報の中に関係部面としてパロール、プロベーションの名前で出ておるくらいでありまして、刑事政策とは申しながら、社会政策と緊密な最後の接点でございまして、さような点でこの保護観察につきましては、地域の社会福祉協議会とか社会福祉事業審議会であるとかあるいは共同基金会あるいは職業安定所、生活保護法の関係とかいうものと緊密に連絡をとつております。そして御指摘のように保護司が事件を担当して、多くの場合一番苦勞をいたしますのは就職の問題でございまして、この場合につきまして非常に苦勞をいたされまして、現在どういふことをやつておるかといふことです、観察所におきましても、できるだけそういう対象者であつても男気を出して就職させてやろうというふうな方をできるだけ

言葉は留弊がございしますが、開拓をし、そして大会でもありますれば、そういう方に表彰状を差上げるといふようなこともいたし、それから保護司自身で、また私どものいろいろな

機関で、観察所に予算上の措置はまだ講じておりませんが、保護司が就職をあつせんして、かりに不始末をいたしました場合に、全額補償ということはどうも、何らかの金を包んで、誠意を披瀝する程度の金を昨年度初めて全国にわたつてございまして、配りまして、保護司の就職についての非常な難点についてできるだけ協力をするということをお聞きしております。保護司のいろいろな場合においての問題でも、何らかの方法によつて保護司が就職をあつせんしたときに、身元保証をどこかでするような制度を考えてくれという意見が絶えず出ておりましたが、私も常に研究をしておりますが、国がこれを保証するということは、犯罪をしない人について職業安定所が就職をあつせんした場合、身元保証はしておらない、犯罪した人の就職については国が身元保証するといふようなことは、どうしてもなかなか理論的に割切れないという点がございまして、現在では民間人という立場でいろいろなそういうふうな金をつくることに努力をして、そして保護司の活動に資しておられます。この就職の問題について御指摘のように身元保証をするということがかぎになつておりますので、保護司が身元保証した結果、その対象者がその雇われ先から持ち出しをして損害賠償を受けたというものが現在まで私の聞いておるので二件ございまして、地区の保護司会等が中に入つてうまくまとめておりますが、そういう事件がございまして、それにつきましては十分ひとつ研究して、研究だけではなくて、何らかの形に表わしたいと考えておる次第でございます。

○小林委員長 この際接取不動産に関する小委員の補欠選任についてお諮りいたします。当該小委員でありました三木武夫君は、去る七月十六日日本委員を辞任されましたので、小委員が一名欠員になつております。小委員の補欠選任につきましては、委員長において御指名いたすに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○小林委員長 御異議なしと認め、高橋一君を御指名いたします。  
本案に対する質疑は、ただいまはこの程度にとどめまして、暫時休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

昭和二十八年八月六日印刷

昭和二十八年八月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局